

東北広域マーケティング業務企画提案募集要領

この要領は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（以下、「東北6県」という。）及び仙台市の広域連携による「東北広域マーケティング業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、応募した事業者から優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 東北広域マーケティング業務

2 業務目的

東北観光の復興、発展のためには、来訪者属性等の基礎データや行動履歴等のリサーチに基づくマーケティングが必要不可欠である。マーケティングに基づく事業を進める上では、旅行者の動向等、データを多角的に分析することが重要であることから、平成29年度に実施したマーケティング&デジタルコンテンツプロモーション業務（以下、「前年度業務」という。）により得られたマーケティングデータ及び本業務により収集したデータ等の調査分析を行うとともに、調査分析を活用した東北の広域マーケティングを行うことで、訪日外国人旅行者からの「旅行先としての東北の認知度拡大」、「東北ブランドイメージの向上」及び「風評被害の払拭」に資することを目的とする。

なお、本事業は東北6県及び仙台市による広域連携事業である。

3 契約期間 契約締結の日から平成31年3月15日まで

4 実施場所 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県及び宮城県

5 契約の相手方の選定

本業務は、東北6県及び仙台市による広域連携事業であり、宮城県が幹事県として公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

6 業務内容

(1) マーケティングリサーチ

東北に興味を持ち、実際に訪問している訪日外国人旅行者の顧客像及び一連の行動を明らかにするために、下記について既存データの活用及び行動履歴、嗜好性調査等の調査分析を行い、結果を前年度業務のデータベースとともに収納する。

① インバウンド基礎情報調査

「宿泊旅行統計調査」、「訪日外国人消費動向調査」、「RESAS」等のデータを活用し、外国人延べ宿泊者数、訪日外国人の属性、訪日目的、消費額、消費構造等について、調査分析を行う。

② デジタルチャネル接触者分析

ウェブサイトアクセスログから、訪問者の属性、人気コンテンツ等を調査し、ターゲット及び訴求すべきコンテンツについて分析を行う。

③ 訪東北外国人動態調査

ローミングデータを活用し、訪東北外国人の広域及び東北内での動態調査を実施する。

なお、活用するデータは2015年1月から2016年3月及び2017年4月から2018年12月までとする。

④ 訪東北外国人嗜好性調査

合計 180 人以上の調査対象者に対してのインタビューを実施し、実際に東北を訪問した外国人旅行者から旅行体験の各段階での意思決定要因や情報収集手段に係る情報を収集することで、東北に来訪中または今後來訪される訪日外国人旅行者の嗜好性を把握する。

(2) マーケティング人材育成

マーケティングデータを活用した地域での観光戦略作成・実施を活発化させるため、東北 6 県における観光マーケティング人材育成を目的とし、地域の観光関係者等を対象に(1)①による調査結果等を活用した研修会を実施すること。研修会は 6 回以上(各県 1 回以上)の開催とし、計 300 人以上の参加による人材育成を行うこと。

(3) インバウンド施策の検証及び支援

本業務による調査分析結果及び前年度業務により得られたマーケティング戦略を活用し、東北広域にて実施するインバウンド施策の検証を行うとともに、東北 6 県及び仙台市が実施するインバウンド誘客促進に係る事業と連携を図り、事業効果を高めること。

(4) 相乗効果が期待できる独自の提案

地域性を踏まえた東北 6 県及び仙台市の施策展開に向けて、上記の業務に加え、目的に合致した効果的な独自提案を行い実施すること。

《業務の補足説明》

【マーケティングについて】

- ① マーケティングリサーチの実施に際しては、訪日外国人旅行者の動向や満足度などの動向、実態調査をはじめ、国内外のデジタルマーケティングデータや先進事例等、東北の広域マーケティングのために必要なデータ等を収集すること。なお、観光ビッグデータ等のマーケティングデータの収集分析に関しては、「ICTを活用した訪日外国人観光動態調査に関する手引き」(平成 29 年 3 月国土交通省観光庁観光地域振興課)を留意の上、統計精度が高いローミングデータを活用したデータ収集を行うこと。
- ② 東北観光復興対策交付金事業終了後も、マーケティングリサーチに基づく観光施策の展開を行うため、東北において継続的に実施可能なマーケティングリサーチ手法と分析方法を確立、提案を行うこと。
- ③ マーケティング人材育成研修のための教材やマーケティングツール等の提案を行うこと。

【その他】

- ① 収集、構築した PR 動画閲覧者等実績、マーケティングデータ及び顧客動向等について、実績を定期的に報告するとともに、国籍・居住地・性別・年齢など、今後の販売戦略や観光振興戦略に資する報告内容を提案すること。
- ② 事業報告書及び事業報告書概要版を作成すること。
- ③ 域内の住民等にも訪東北外国人旅行者の動向を広く共有するための簡潔で分かりやすい資料を作成すること。

第 2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - (4) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。
- また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

1	企画提案募集開始	平成30年5月 2日（水）
2	企画提案に関する説明会	平成30年5月10日（木）
3	企画提案書作成等に関する質問受付期限	平成30年5月14日（月）
4	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	平成30年5月16日（水）
5	企画提案への参加申込期限	平成30年5月23日（水）
6	企画提案書の提出期限	平成30年6月 1日（金）
7	企画提案書の選考	平成30年6月 6日（水）
8	企画提案書の選考結果の通知（予定）	平成30年6月中旬

第4 応募手続

1 企画提案に関する説明会

企画提案への参加を検討している者は、可能な限り、以下により開催する説明会に参加すること。
 （説明会への参加は、企画提案参加の要件とはしない。）

- (1) 開催日時 平成30年5月10日（木） 午後2時15分から（30分程度）
- (2) 開催場所 宮城県庁行政庁舎 14階 経済商工観光部会議室
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

(3) 説明内容

- ① 業務の概要
- ② 質疑応答

※ 広域連携事業の事業調整機関である一般社団法人東北観光推進機構が、説明等の対応を行う予定です。

(4) 参加申込方法

- ① 事業者名、出席者名を記載し、電子メールにより提出すること。
 なお、説明会への出席者は2名以内とする。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

asia-s2@pref.miyagi.lg.jp(宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班)

③ 提出期限 平成30年5月9日(水)午後3時まで(必着)

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 平成30年5月14日(月)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

① 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

asia-s2@pref.miyagi.lg.jp(宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班)

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年5月16日(水)までに宮城県のホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

② 宣誓書(様式第3号) 1部

③ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 1部

イ 官民を問わず、これまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。

ロ 過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な業務があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 平成30年5月23日(水)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎14階

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類 企画提案書(任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き30ページ以内、カラー印刷も可) 10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 平成30年6月1日(金)午後3時まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎14階

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、

優れていると判断される事業者を1者選定して業務委託候補者とする。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 平成30年6月6日(水) ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 一般社団法人東北観光推進機構 会議室
〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-2-13 仙建ビル8階
022-721-1291

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき2名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、15分以内(説明10分、質疑応答5分)とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ④ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

審査終了後、6月中旬(予定)に全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点

1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

(1) 業務実施の管理(配点10点)

業務実施の体制、方向性、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か(10点)

(2) 業務別の内容(配点70点)

- ① マーケティングリサーチについて、過年度の調査結果を踏まえ、旅行者の動向等を分析するためのデータベースの充実が図られる内容となっているか。(20点)
- ② マーケティング人材育成について、行政はもとより地域の関係者のスキルアップにつながる内容となっているか。また、各県における関係者の円滑な参加に配慮した内容となっているか。(20点)
- ③ インバウンド施策の検証及び支援について、各県の課題や成功事例を踏まえ、広域連携事業の効果を最大化するために適切な内容となっているか。(20点)
- ④ 本業務の趣旨に合致した効果的な独自提案を実施できる内容となっているか(10点)

(3) その他(配点20点)

- ① 前年度業務の成果・課題を踏まえた効果的な取り組みとなっているか(10点)
- ② 広域連携事業として効果的な取り組みとなっているか(10点)

2 事業費(委託上限額)

本業務に係る事業費(委託上限額)は、9,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

なお、本業務は東北6県及び仙台市の連携事業のため、業務の総額は、63,000,000円(9,000,000円×7自治体)で提案するものとする。

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は東北6県及び仙台市に帰属するものとし、また、東北6県及び仙台市は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
 - (2) 機密の保持

受託者（再委託により委託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。
- 2 その他
 - (1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。
 - (2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果は、全て東北6県及び仙台市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、東北6県及び仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。
また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次、東北6県及び仙台市と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

本県観光の現状と課題を分析した上で，課題解決に向けた業務実施の方向性を示し，(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

- ① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

- ① インバウンド基礎情報調査
- ② デジタルチャネル接触者分析
- ③ 訪東北外国人動態調査
- ④ 訪東北外国人嗜好性調査
- ⑤ マーケティング人材育成
- ⑥ インバウンド施策の検証及び支援

(6) 相乗効果が期待できる独自の提案

(7) 業務の実施体制

事務局の人数と役割など，業務の実施体制を記載すること。

(8) 概算見積書

- ① 本業務は東北6県及び仙台市による広域連携事業となることから，宮城県が委託する本業務に対する概算見積書に加え，青森県，岩手県，秋田県，山形県，福島県及び仙台市に対しての概算見積書も合わせて提出すること。

- ② 概算見積書は，業務内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等

A4版片面印刷，表紙と目次を除き，30ページ以内，カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部